

リーダーズ式☆

# 出題予想テーマ的中プロジェクト

第3回

リーダーズ総合研究所

山田 斉明 先生

竹内 千佳 先生

村瀬 仁彦 先生

## 辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA



1

民法択一式・記述式レバレッジ予想講義  
第3回

1 設問

義務なく他人のためにその仕事を処理することを、事務管理という。たとえば、A宅の隣人Bが留守の間に、B宅の屋根が台風によって崩壊しているのをみて、修理してあげる場合などである。この事務管理をしたAのことを管理者といい、管理者によって事務処理をされたBのことを本人という。そして、原則として管理者は、本人または相続人もしくは法定代理人が管理することができるようになるまで、事務管理を継続しなければならないものとされているが、事務管理を中止しなければならないときもある。それはどのようなときか、40字程度で記述しなさい。

【図解化】 ※事実関係の正確な把握のため、必ず、図にすること。

【テーマ】 ※問題文から、テーマを見つけ出すこと。

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----

リーダズ式☆出題予想テーマの中プロジェクト

【キーワード】 ※問題文から、テーマとなりうるキーワードを書きだすこと。

【文章構成】 ※キーワードを元に、文章構成すること。


-----

-----

-----

-----

-----



## 3 択一式対策

### 1 確認テスト

AはBのためにある事務処理を行った。これが、①A・B間における委任契約に基づく債務の履行である場合と、②Bのために行った事務管理である場合とに関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

ア Aは、①の場合において、事務の処理に関して費用を要するときは、Bに対しその費用の前払いを請求することができるのに対し、②の場合には、Bに対し事務の管理により生じる費用の前払いを請求することができない。

イ Aは、①の場合には、事務を処理するために善良なる管理者の注意をもって必要と判断した費用についてBに対し償還請求をすることができるのに対し、②の場合には、Bのために有益であった費用についてのみBに対し償還請求をすることができる。

ウ Aは、①の場合には、Bを代理する権限が法律上当然には認められないのに対し、②の場合には、Bを代理する権限が法律上当然に認められる。

エ Aは、①の場合には、事務を処理するにあたって受け取った金銭をBに引き渡さなければならないが、②の場合には、Bに対しそのような義務を負わない。

オ Aは、①の場合には、委任の終了後に遅滞なくBに事務処理の経過および結果を報告しなければならないのに対し、②の場合には、事務管理を終了しても、Bの請求がない限り、事務処理の結果を報告する義務を負わない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・オ
- 3 イ・エ
- 4 ウ・エ
- 5 ウ・オ

## 2 解説（正解1）

## ア 正しい

委任事務を処理するについて費用を要するときは、委任者は、受任者の請求により、その前払をしなければならない(649条)。これに対して、この規定は、事務管理には準用されていないため、事務管理者は、本人に対して事務の管理により生じる費用の前払いを請求することができない。したがって、①の場合も、②の場合も正しい。

## イ 正しい

受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる(650条1項)。また、事務管理者は、本人のために有益な費用を支出したときは、本人に対し、その償還を請求することができる(702条1項)。したがって、①の場合も、②の場合も正しい。

## ウ 誤り

委任契約の場合には、受任者には、委任者を代理する権限が法律上当然には認められず、別途代理権の授与が必要となる。また、事務管理の場合も、事務管理者には、本人を代理する権限が法律上当然に認められるわけではない(最判昭36.11.30)。したがって、①の場合は正しいが、②の場合は誤っている。

## エ 誤り

受任者は、委任事務を処理するに当たって受け取った金銭その他の物を委任者に引き渡さなければならない(646条1項前段)。また、この規定は、事務管理にも、準用されているので、事務管理者は、事務を処理するに当たって受け取った金銭その他の物を本人に引き渡さなければならない(701条・646条1項前段)。したがって、①の場合は正しいが、②の場合は誤っている。

## オ 誤り

受任者は、委任が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない(645条)。また、この規定は、事務管理にも準用されているので、事務管理者は、事務管理が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない(701条・645条)。したがって、①の場合は正しいが、②の場合は誤っている。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

### 3 確認事項

#### (1) 事務管理と委任の比較

事務管理	委任
善管注意義務 ※ 緊急事務管理の場合(698)	善管注意義務 (644)
報告する義務 (701、645) ※ 管理開始時の通知義務(699)	報告する義務 (645)
引渡し義務 (701、646)	引渡し義務 (646)
準用なし	報酬請求権 (648)
準用なし	費用前払請求権 (649)
有益な費用の支出時 (702 ①)	費用償還請求権 (650 ①)
準用なし	損害賠償請求権 (650 ③)

※ 緊急事務管理とは、本人の身体、名誉または財産に対する急迫の危害を免れさせるための事務管理をいう。このときは、悪意又は重過失についてのみ損害賠償の責任を負う(698)。

#### (2) 解答例

事	務	管	理	の	継	続	が	本	人	の	意	思	に	反
し	、	ま	た	は	本	人	に	不	利	で	あ	る	こ	と
が	明	ら	か	で	あ	る	と	き	。					

2

## 行政法☆重要判例予想講義

—第3回：行政救済法① 処分性・原告適格—

1

## 高根町簡易水道事業給水条例事件(最判平成18年7月14日)

## (事案)

山梨県高根町が住民基本台帳に記録されていない給水契約者(別荘所有者)に対して、水道料金を大幅に引き上げた。これに対し、別荘所有者であるXらが、料金を定める条例別表の無効確認等を求めて出訴した。

## (判旨)

本件別表の無効確認を求める被上告人らの訴えは、本件改正条例の制定行為が抗告訴訟の対象となる行政処分に当たることを前提に、行政事件訴訟法3条4項の無効等確認の訴えとして、本件改正条例により定められた本件別表が無効であることの確認を求めるものである。

しかしながら、抗告訴訟の対象となる行政処分とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいうものである。本件改正条例は、旧高根町が営む簡易水道事業の水道料金を一般的に改定するものであって、そもそも限られた特定の者に対してのみ適用されるものではなく、本件改正条例の制定行為をもって行政庁が法の執行として行う処分と実質的に同視することはできないから、本件改正条例の制定行為は、抗告訴訟の対象となる行政処分には当たらないというべきである。

2

横浜市保育所廃止条例事件(最判平成21年11月26日)

(事案)

横浜市が、その設置する保育所のうち4つを民営化するために条例の一部を改正したところ、当該保育所に通っていたXらが、本件改正条例の制定行為は、Xらが選択した保育所において保育を受ける権利を違法に侵害するものだとし、本件改正条例の制定行為の取消等を求めて出訴した。

(判旨)

特定の保育所で現に保育を受けている児童及びその保護者は、保育の実施期間が満了するまでの間は当該保育所における保育を受けることを期待し得る法的地位を有するものといえることができる。

ところで、公の施設である保育所を廃止するのは、市町村長の担当事務であるが(地方自治法149条7号)、これについては条例をもって定めることが必要とされている(同法244条の2)。条例の制定は、普通地方公共団体の議会が行う立法作用に属するから、一般的には、抗告訴訟の対象となる行政処分当たるものでないことはいうまでもないが、本件改正条例は、本件各保育所の廃止のみを内容とするものであって、他に行政庁の処分を待つことなく、その施行により各保育所廃止の効果を発生させ、当該保育所に現に入所中の児童及びその保護者という限られた特定の者らに対して、直接、当該保育所において保育を受けることを期待し得る上記の法的地位を奪う結果を生じさせるものであるから、その制定行為は、行政庁の処分と実質的に同視し得るものといえることができる。

また、市町村の設置する保育所で保育を受けている児童又はその保護者が、当該保育所を廃止する条例の効力を争って、当該市町村を相手に当事者訴訟ないし民事訴訟を提起し、勝訴判決や保全命令を得たとしても、これらは訴訟の当事者である当該児童又はその保護者と当該市町村との間でのみ効力を生ずるにすぎないから、これらを受けた市町村としては当該保育所を存続させるかどうかについての実際の対応に困難を来すことにもなり、処分の取消判決や執行停止の決定に第三者効(行政事件訴訟法32条)が認められている取消訴訟において当該条例の制定行為の適法性を争い得るとすることには合理性がある。

以上によれば、本件改正条例の制定行為は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たると解するのが相当である。

### 3 新潟空港事件(最判平成元年2月17日)

#### (事案)

運輸大臣が航空会社に行った新潟空港発着路線の定期航空運送事業免許処分に対し、付近住民らが処分の違法性を主張して出訴した。

#### (判旨)

取消訴訟の原告適格について規定する行政事件訴訟法9条にいう当該処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであるが、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益をもつばら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も右にいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有することができる。そして、当該行政法規が、不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むか否かは、当該行政法規及びそれと目的を共通する関連法規の関係規定によって形成される法体系の中において、当該処分の根拠規定が、当該処分を通して右のような個々人の個別的利益をも保護すべきものとして位置付けられているとみることができるかどうかによって決すべきである。

そして、航空機の騒音による障害の被害者は、飛行場周辺の一定の地域的範囲の住民に限定され、その障害の程度は居住地域が離着陸経路に接近するにつれて増大するものであり、他面、飛行場に航空機が発着する場合に常にある程度の騒音が伴うことはやむをえないところであり、また、航空交通による利便が政治、経済、文化等の面において今日の社会に多大の効用をもたらしていることにかんがみれば、飛行場周辺に居住する者は、ある程度の航空機騒音については、不可避のものとしてこれを甘受すべきであるといわざるをえず、その騒音による障害が著しい程度に至ったときに初めて、その防止・軽減を求めるための法的手段に訴えることを許容しうるような利益侵害が生じたものとせざるをえないのである。このような航空機の騒音による障害の性質等を踏まえて、前述した航空機騒音障害の防止の観点からの定期航空運送事業に対する規制に関する法体系をみると、法は、単に飛行場周辺の環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、飛行場周辺に居住する者が航空機の騒音によって著しい障害を受けないという利益をこれら個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むものと解することができるのである。

## リーダース式☆出題予想テーマ的中プロジェクト

したがって、新たに付与された定期航空運送事業免許に係る路線の使用飛行場の周辺に居住していて、当該免許に係る事業が行われる結果、当該飛行場を使用する各種航空機の騒音の程度、当該飛行場の一日の離着陸回数、離着陸の時間帯等からして、当該免許に係る路線を航行する航空機の騒音によって社会通念上著しい障害を受けることとなる者は、当該免許の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有すると解するのが相当である。

## 4 もんじゅ訴訟(最判平成4年9月22日)

### (事案)

内閣総理大臣がなした高速増殖炉「もんじゅ」の原子炉設置許可処分に対し、付近住民が設置許可処分の無効確認を求めて出訴した。

### (判旨)

当該処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も右にいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するものというべきである。そして、当該行政法規が、不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むか否かは、当該行政法規の趣旨・目的、当該行政法規が当該処分を通して保護しようとしている利益の内容・性質等を考慮して判断すべきである。

行政事件訴訟法36条は、無効等確認の訴えの原告適格について規定するが、同条にいう当該処分の無効等の確認を求めるにつき「法律上の利益を有する者」の意義についても、右の取消訴訟の原告適格の場合と同義に解するのが相当である。

以下、右のような見地に立って、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「規制法」という。)23、24条に基づく原子炉設置許可処分につき、原子炉施設の周辺に居住する者が、その無効確認を訴求する法律上の利益を有するか否かを検討する。

同法24条1項3号所定の技術的能力の有無及び4号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落があった場合には重大な原子炉事故が起こる可能性があり、事故が起こったときは、原子炉施設に近い住民ほど被害を受ける蓋然性が高く、しかも、その被害の程度はより直接的かつ重大なものとなるのであって、特に、原子炉施設の近くに居住する者はその生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定されるのであり、右各号は、このような原子炉の事故等をもたらす災害による被害の性質を考慮した上で、右技術的能力及び安全性に関する基準を定めているものと解される。右の3号(技術的能力に係る部分に限る。)及び4号の設けられた趣旨、右各号が考慮している被害の性質等にかんがみると、右各号は、単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に居住し、右事故等

リーダーズ式☆出題予想テーマ的中プロジェクト

がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体  
の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当で  
ある。

3

ココが危ない！2016年一般知識予想講義  
—第3回：社会—

1 少子高齢化

1 少子化対策

(1) 現状

ア 出生数

2014年の出生数は、約100万人と過去最少となっている。日本の出生数は、第1次ベビーブーム期(1947年～1949年)に生まれた女性が出産したことにより、1971年～1974年には、第2次ベビーブームとなり、1年間に200万人を超える出生数であったが、1975年以降は、減少傾向にある。

イ 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、第2次ベビーブーム期は、ほぼ2.1台で推移していたが、1975年に2.0を下回ってから再び低下傾向となった。1989年には、それまで最低であった1966年を下回る1.57を記録し、2005年には過去最低である1.26まで落ち込み、2014年は、1.42となっている。

(2) 施策

	主な施策
1990年代	(1994)エンゼルプラン (1999)新エンゼルプラン
2000年代	(2002)少子化対策プラスワン (2003)少子化社会対策基本法制定 次世代育成支援対策推進法制定 (2004)少子化社会対策大綱 (2005)子ども子育て応援プラン (2006)新しい少子化対策について (2007)子どもと家族を応援する日本重点戦略

-----

-----

-----

-----

-----

-----

	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章 (2008)新待機児童ゼロ作戦策定
2010年代	(2010)子ども・子育てビジョン

## 2 高齢化対策

### (1) 現状

#### ア 高齢者人口

2014年現在、日本の総人口は、約1億2,700万人で、そのうち、65歳以上の高齢者人口は、過去最高の3,300万人となっている。

#### イ 高齢化率

一般に、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、高齢化率が14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えると「超高齢化社会」という。日本の65歳以上の高齢者人口は、1950年には総人口の5%に満たなかったが、1970年には7%を超え、1994年には14%を超えて、現在、26.0%に達している。

### (2) 施策

	主な施策
1960年代	(1963)老人福祉法制定
1970年代	(1973)老人医療費無料化
1980年代	(1982)老人保健法制定 (1989)ゴールドプラン策定
1990年代	(1994)新ゴールドプラン策定 (1997)介護保険法制定
2000年代	(2000)介護保険施行 ゴールドプラン21策定 (2008)後期高齢者医療制度

### 《過去問チェック》

- 1950年代以降、合計特殊出生率は急激に低下しはじめ、昭和から平成に移った1989年には、「丙午(ひのえうま)」の年の数値を下回る 1.57 に落ち込んだ。(H18-51、○)
- 日本は人口減少局面にあるが、人口が減少しているのは地方圏ばかりではなく、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の1都3県全体においても深刻な少子化を背景に、近年、人口が減少に転じた。(H26-53、× 人口減少には転じていない。)

- アメリカでは、産業の高度化とともに、女性の社会進出が起こり、晩婚化、少子化が進んだ結果、人口減少が起こっている。(H26-53、× 人口は増加している。)
- 2004年には高齢化率が19.5%へと上昇し、高齢化率は今後も上昇し続けていくものと予想されている。(H18-51、○)
- 平成25(2013)年10月1日現在の高齢者人口は、人口全体の4分の1を超えている。(H27-53、○)
- 平成22(2010)年の国別高齢化率で、日本はドイツ、イタリアに次いで世界第3位、アジア圏では第1位である。(H27-53、× 日本は第1位である。)
- 平成25(2013)年の都道府県別の高齢者人口統計によれば、高齢者人口が最も多いのは東京都である。(H27-53、○)
- 我が国における高齢化の進展は、その速度において際だっており、それへの対応が年金・保険制度をはじめとする従来の制度の大きな見直しを伴っている。(H13-49、○)

-----

-----

-----

-----

-----

-----

## 2 生活保護

### 1 意義

生活保護(公的扶助)とは、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度をいう。

### 2 基本原理

	内容
無差別平等の原理	すべて国民は、生活保護法の定める要件を満たす限り、保護を、無差別平等に受けることができることをいう。
最低生活の原理	生活保護法により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないことをいう。
補足性の原理	保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われることをいう。

### 3 原則

	内容
申請保護の原則	保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するという原則をいう。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。
基準及び程度の原則	保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする原則をいう。
必要即応の原則	保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効かつ適切に行うものとする原則をいう。
世帯単位の原則	保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする原則をいう。ただし、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

#### 4 保護の種類と方法

- ① 生活扶助
- ② 住宅扶助
- ③ 教育扶助
- ④ 医療扶助
- ⑤ 介護扶助
- ⑥ 出産扶助
- ⑦ 生業扶助
- ⑧ 葬祭扶助

医療扶助以外は、金銭給付が原則であるが、例外として、現物給付が行われる。これに対して、医療扶助は、現物給付が原則である。

#### 5 生活保護の手続

##### (1) 事前の相談

住所地を所管する福祉事務所への事前相談

##### (2) 保護の申請及び調査

- ① 生活状況等を把握するための実地調査(家庭訪問等)
- ② 預貯金、保険、不動産等の資産調査
- ③ 扶養義務者による扶養(仕送り等の援助)の可否の調査
- ④ 年金等の社会保障給付、就労収入等の調査
- ⑤ 就労の可能性の調査

##### (3) 保護費の支給

厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給される。

#### 6 社会保険と公的扶助

社会保険とは、①給付内容が個別的であること、②資産・所得調査があること、③一般歳入(租税)を財源とすることなどの点で異なる。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

《過去問チェック》

- 生活保護世帯のうち、単身高齢者世帯の割合は高く、現在、保護世帯全体のおおよそ4割を占めている。(H27-49、○)
- 生活保護は、世帯ではなく個人を単位とした申請主義をとることとされており、保護を受けるためには、保護を必要とする者が、自ら申請を行わなくてはならない。(H21-53、× 原則として世帯を単位としている。本人以外にも扶養義務者又はその他の同居の親族による申請も可能である。)
- 生活保護法では、保護の認定や程度については、あくまでも個人を単位として判断されることとなっており、仮に同一世帯のなかに所得が高額な親族がいる場合であっても、特定の個人が生活困窮状態にある場合には、保護の対象となる。(H23-51、× 原則として世帯を単位としている。原則として保護の対象とならない。)
- 生活保護法では、生活困窮者に対する最低限度の生活保障が規定されているが、その扶助はすべて現金での給付によるものとされ、財やサービスの現物給付による保障は行われていない。(H21-53、× 行われている。)
- 生活保護の受給者については、生活保護による給付があるため、介護保険の被保険者にならない制度がとられている。(H20-51、× 介護保険法では、生活保護の受給者を被保険者から除外していない。)
- たとえ生活に困窮する高齢者であっても、公的年金の給付を受けている場合には、生活保護の受給権は認められない。(H21-53、× 生活保護の受給権は認められる。)



## リーダーズ式☆出題予想テーマ的中プロジェクト

- 有効求人倍率とは、職業安定所に登録された有効求人数を有効求職数で割った値をいい、この値が0.5を上回れば労働供給のほうが多く、反対に0.5を下回れば、労働需要のほうが多いことを意味する。(H25-51、× 1.0、1.0)
- ワークシェアリングとは、労働者1人当りの労働時間を減らし、その分で他の労働者の雇用を維持したり、雇用を増やしたりすることをいう。(H25-51、○)
- 雇止めとは、期間の定めのある雇用契約において、使用者もしくは労働者の希望により契約が更新されないことをいう。(H25-51、× 使用者が契約更新を行わず、契約を終了させることをいう。)

### 3 女性労働問題

#### (1) 男女雇用機会均等法

労働者の募集・採用について性別にかかわらず均等な機会を与えなければならないこと、労働者の配置・昇進・教育訓練、福利厚生、労働者の職種及び雇用形態の変更、退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならないこと等を規定している。また、女性労働者に対するセクシュアル・ハラスメントの防止に関する事業者の配慮義務を規定している。1985年、女子差別撤廃条約の批准に伴い制定。

#### (2) 労働基準法改正

1999年、労働基準法の女性保護規定が撤廃され、女性労働者に対する時間外労働の制限や休日・夜間労働の禁止規定が撤廃された。

#### 《過去問チェック》

- 男女雇用機会均等法その他関連労働法規の改正により、女性労働者についての時間外労働、休日労働、深夜労働の制限が撤廃され、女性の働く機会が大幅に増大した。(H22-52、○)
- 男女雇用機会均等法の制定(1985年)と同時に労働基準法上の女子の特別保護規定が見直され、母性保護以外の女子保護規定についても規制が強化された。(H16-47、× 1999年、原則撤廃された。)
- 男女共同参画社会基本法の制定(1999年)によって、女性労働者に対するセクシュアル・ハラスメントの防止に関する事業者の配慮義務が初めて法律上明文化された。(H16-47、× 改正男女雇用機会均等法)
- 日本女性の年齢階層別労働力率をみると、かつては結婚・出産を機に30歳代でいったん退職し、育児が一段落して再び就労する傾向がみられたが、現在では20～50歳代まで同水準となっている。(H22-52、× 現在、かつて)

#### 4 非正規雇用問題

非正規雇用とは、企業が短期の契約で労働者を雇う雇用形態をいう。フルタイムで長期にわたり期間の定めのない労働契約で雇われる正規雇用(正社員)に対応するもので、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員などをいう。

非正規労働者の数は、2012年には、2,042万人に達し、全労働者全体に占める割合は、38.2%を占めるに至り、20年でその数はほぼ倍増している。また、男性の中の非正規労働者の割合が22.2%であるのに対して、女性の中の割合は57.5%となっている。このように非正規雇用が増加する中で、非正規労働者は、正社員と比べて、雇用の不安定性と賃金等の処遇が劣るなどの問題を抱えている。

#### 《過去問チェック》

- 労働契約は期間を定めないものが原則とされているが、嘱託、臨時、パートなどの非正規雇用に限り、上限1年の期間雇用が法律で認められている。(H24-53、× 3年)
- 雇止めとは、期間の定めのある雇用契約において、使用者もしくは労働者の希望により契約が更新されないことをいう。(H25-51、× 使用者が契約更新を行わず、契約を終了させることをいう。)

#### 5 外国人労働問題

外国人が、日本において就労するためには、出入国管理及び難民認定法(入管法)に定める在留資格が必要となるが、現在、27種類に区分されている。同法の別表第1には、23種類の在留資格が示されており、その在留資格に限定された就労活動が認められている。これに対して、別表第2の4種類の在留資格には、就労活動の制限はない。

2012年現在、外国人労働者を雇用している事業所は、126,729か所あり、外国人労働者数は、717,504人となっている。外国人労働者に関しては、労働契約に関連する人権侵害、賃金の不払い、労災保険の不支給などの問題が多くなっている。

#### 6 ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事と生活の調和」のことをいう。2007年、「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」に合意により、仕事と生活の調和(ワークライフバランス)憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針が策定された。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章によれば、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」のことをいう。

## 辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6  
TEL03-3360-3371（代表） ☎0120-319059（受講相談）  
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F  
TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）  
京都本校：〒604-8152 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670京都フクトクビル6F  
TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F  
TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-17 西日本ビル8F TEL092-726-5040（代表）